

新	旧
<p style="text-align: center;">海外商社名簿及び与信枠関係手続細則</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00065</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 26 年 12 月 8 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>(海外商社の登録申請について)</p> <p>第 1 条 名簿規程第 6 条第 1 項に規定する海外商社の登録等申請は、次の各号によるものとする。</p> <p>一 名簿に海外商社の登録を希望する者は、別紙様式第 1 による「海外商社登録申請書」1 通に、名簿規程第 8 条に規定する信用調査報告書の原本 1 通又は名簿規程第 6 条第 5 項、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条第 2 項に規定する信用調査報告書に代わる書類 1 通を添付して、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。</p> <p><u>二 名簿に海外商社の登録を希望するにあたって、名簿規程第 8 条に規定する信用調査を日本貿易保険に依頼する者は、別紙様式第 2 による「信用調査依頼書兼海外商社登録申請書」1 通を本店等に提出するものとする。</u></p> <p><u>三 第 1 号に定めるもののほか名簿規程第 12 条第 1 項の規定により P N 格又は P U 格に海外商社の登録を希望する場合にあっては、それぞれ、海外商社登録申請書の表題の右に「(P N)」又は「(P U)」の文字を記入するものとする。</u></p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(海外商社の格付変更、継続及び個別保証枠の増額申請について)</p> <p>第 3 条 名簿規程第 6 条第 1 項の規定による海外商社の格付変更又は名簿規程第 12 条第 4 項の規定による P N 格の有効期間の延長を希望する者は、別紙様式第 3 による「海外商社格付変更・継続申請書」1 通及び名簿規程第 8 条に規定する信用調査報告書（設立後 1 年未満の海外商社の P N 格への変更を希望する場合は、名簿規程第 12 条第 2 項第 2 号に規定する書類をもって当該信用調査報告書に代えることができる。）1 通を本店等に提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">海外商社名簿及び与信枠関係手続細則</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00065</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p>(海外商社の登録申請について)</p> <p>第 1 条 名簿規程第 6 条第 1 項に規定する海外商社の登録等申請は、次の各号によるものとする。</p> <p>一 名簿に海外商社の登録を希望する者は、別紙様式第 1 による「海外商社登録申請書」1 通に、名簿規程第 8 条に規定する信用調査報告書の原本 1 通又は名簿規程第 6 条第 5 項、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条第 2 項に規定する信用調査報告書に代わる書類 1 通を添付して、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出するものとする。</p> <p><u>二 前号に定めるもののほか名簿規程第 12 条第 1 項の規定により P N 格又は P U 格に海外商社の登録を希望する場合にあっては、それぞれ、海外商社登録申請書の表題の右に「(P N)」又は「(P U)」の文字を記入するものとする。</u></p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(海外商社の格付変更、継続及び個別保証枠の増額申請について)</p> <p>第 3 条 名簿規程第 6 条第 1 項の規定による海外商社の格付変更、<u>与信規程第 5 条第 2 項の規定による個別保証枠の増額</u>又は名簿規程第 12 条第 4 項の規定による P N 格の有効期間の延長を希望する者は、別紙様式第 2 による「海外商社格付変更・継続申請書/<u>個別保証枠増枠申請書</u>」1 通及び名簿規程第 8 条に規定する信用調査報告書（設立後 1 年未満の海外商社の P N 格への変更を希望する場合は、名簿規程第 12 条第 2 項第 2 号に規定する書類をもって当該信用調査報告書に代えることができる。）1 通を本店等に提出するものとする。</p>

(海外商社の名称住所変更申請について)

第4条 名簿規程第6条第2項の規定により海外商社の名称住所の変更を申請する者は、別紙様式第4「海外商社名称・住所変更(追加)申請書」1通及びその事実を証する書類1通を本店等に提出するものとする。

2 ～ 4 (略)

(海外支店・子会社等の登録等申請について)

第5条 名簿規程第6条第6項の規定により海外商社の海外支店・子会社等(与信規程第9条第2項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する本邦法人の海外の支店又は法人等をいう。以下同じ。)の登録を申請する者は、別紙様式第5「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1通に、名称住所が確認できる書類の写し1通及び次に掲げる書類1通を添付して、本店等に提出するものとする。

一 ～ 四 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に基づき登録された海外商社が、海外支店・子会社等では無くなった場合は、遅滞なく別紙様式第5「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1通に、当該事実を確認できる書類の写し1通を添付して、本店等に提出するものとする。

(スリーピング候補バイヤーの解除申請について)

第6条 名簿規程第6条第7項の規定により、スリーピング候補バイヤー(同第4条第2項の規定により日本貿易保険が名簿から削除することを前提として公表した海外商社をいう。以下同じ。)からの海外商社の解除を申請する者は、スリーピング候補バイヤー公表期間中に別紙様式第6「スリーピング候補バイヤー解除申請書」1通及び貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類の写し1通を本店等に提出するものとする。

第7～8条 (削除)

(海外商社の名称住所変更申請について)

第4条 名簿規程第6条第2項の規定により海外商社の名称住所の変更を申請する者は、別紙様式第3「海外商社名称・住所変更申請書」1通及びその事実を証する書類1通を本店等に提出するものとする。

2 ～ 4 (略)

(海外支店・子会社等の登録等申請について)

第5条 名簿規程第6条第6項の規定により海外商社の海外支店・子会社等(与信規程第9条第2項に規定する日本貿易保険が信用危険のてん補を制限するものに該当する本邦法人の海外の支店又は法人等をいう。以下同じ。)の登録を申請する者は、別紙様式第4「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1通に、名称住所が確認できる書類の写し1通及び次に掲げる書類1通を添付して、本店等に提出するものとする。

一 ～ 四 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に基づき登録された海外商社が、海外支店・子会社等では無くなった場合は、遅滞なく別紙様式第4「海外支店・子会社等登録・削除申請書」1通に、当該事実を確認できる書類の写し1通を添付して、本店等に提出するものとする。

(スリーピング候補バイヤーの解除申請について)

第6条 名簿規程第6条第7項の規定により、スリーピング候補バイヤー(同第4条第2項の規定により日本貿易保険が名簿から削除することを前提として公表した海外商社をいう。以下同じ。)からの海外商社の解除を申請する者は、スリーピング候補バイヤー公表期間中に別紙様式第5「スリーピング候補バイヤー解除申請書」1通及び貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類の写し1通を本店等に提出するものとする。

(貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社の登録等申請の特例について)

第7条 貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社の登録等申請については、「貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則」(平成13年4月1日 01-制度-00027。以下「企総手続細則」という。)第1条、第2条及び第3条の規定によるもののほか本条によるものとする。

2 貿易一般保険包括保険(企業総合)に係る海外商社は、名簿に登録するとともに貿易一般保険包括保険(企業総合)の特約締結者(特約書により部門を特定して

貿易一般保険包括保険（企業総合）の申込みを行う場合は特約コード番号）ごとに設けられた名簿に登録を行うものとする。

3 貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の登録申請、格付変更・継続申請及び子会社等の登録申請については、第1条、第3条或いは第5条の規定にかかわらず、企総手続細則第1条に定める別紙様式第2「貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書」により行うことができるものとする。

（簡易通知型包括保険に係る海外商社の登録等申請の特例について）

第8条 簡易通知型包括保険に係る海外商社の登録申請、格付変更・継続申請及び子会社等の登録申請については、第1条、第3条又は第5条の規定にかかわらず、簡易通知型包括保険手続細則第1条に定める別紙様式第2-1による「簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定／海外支店・子会社等登録／仕向国登録〕申請書」により行うことができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年12月8日から実施する。